

1.4 遅延・災害などによる休校等の扱い

台風・大雪・地震等により青梅市に気象警報および特別警報の発令があるなど次の事態が生じた場合は以下に示すような対応となります。

(a) 午後1時30分の時点で、東青梅駅を通る青梅線が運休している場合、または青梅市に気象警報および特別警報の発令がある場合

→三修制の授業は自宅学習とし、出欠の扱いは、HR出欠は出席、授業は出席不要と入力します。

(b) 午後3時の時点で、東青梅駅を通る青梅線が運休している場合、または青梅市に気象警報および特別警報の発令がある場合

→終日自宅学習とし、出欠の扱いはHR出欠は出席、授業は出席不要と入力します。

(c) 午後3時までに運行が再開された場合は、1時間目から平常通り授業を再開します。

◇ 以上を基本的な判断基準としますが、台風の接近や停電等の状況によっては、上記の規定によらず判断することがあります。その場合の連絡は学校のホームページ等に掲示。

◇ 他の交通機関の運休や災害等に登校が困難な場合

→その状況を学校に連絡させる。登校後、職員室で確認を受ける。教務部にて遅延の時間を確認後、全体に連絡し、考慮に値する時間内であれば、出席扱いとします。

◇ 登校後に状況が変化した場合は、学校が判断し、下校時間の繰上げ等の対応を行います。